

廃家電や粗大ごみなど、廃棄物の処理に「無許可」の回収業者を利用しないでください。



ご家庭のごみは、市町の責任の下で適正に処理する必要があります。

市町の許可や委託を受けずに回収業者がご家庭のごみを収集することは認められていません。



このようなちらしにだまされてはいけません。

- ご家庭の廃棄物を回収するには、市町の「一般廃棄物処理業許可」や委託が必要です。産業廃棄物処理業の許可や古物商の許可では回収できません。
- 無料回収と言いつつ高額な処理費用を請求された、事例もあります。

無許可の回収業者にはこのような例があります。

街中を大音量で巡回



空き地で回収



インターネットで広告



どうして
利用しては
いけないのかな？



不法投棄、不適正処理、不適正な管理による火災などの事例が報告されています！

不法投棄



無許可の廃棄物回収業者によって回収された廃家電や粗大ごみが、不法投棄された事例が報告されています。

不適正処理



環境対策を行わずに廃家電を破壊することで、フロンガスや鉛などの有害物質が環境に放出されます。

不適正な管理による火災



廃家電は電池やプラスチックを含むため、発火・延焼の危険性があり、不適正な管理による火災が発生しています。

6月は違法な不用品回収撲滅月間です。

家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）を買い替える場合は、購入する販売店へ。処分のみの場合は、購入した販売店にご依頼ください。購入した販売店がわからない場合は、市HPに掲載されている兵庫県電機商業組合登録店にご依頼ください。

小型家電（16品目）は、みどり園が設置した回収ボックスをお願いします。

詳しくは市HPをご覧ください。

連絡先：西脇市くらし安心部防災環境課（環境担当） TEL：0795-22-3111